



2026 年 8 月号

「2025 年 1 月から 12 月に起きた食品表示違反を振り返って」 —改善されない表示違反の動向からそれぞれの傾向を学ぶ 2—

文責：山口 廣治（一般社団法人全国スーパーマーケット協会 客員研究員）

<はじめに>

今月は本年5月号で取り上げました「2025年1月から12月に起きた食品表示違反を振り返って」の続きです。5月号では、食品表示の適正化のため、*令和7（2025）年1月～12月までに全国で起きた食品表示違反（公表等）を基に近年の表示違反の動向からそれぞれの傾向を分析しました（*以下西暦で表示）。今月は行政の一斉取り締まりの実施の中で、特に注意が必要と思われる業態別違反に注視し、具体的な違反事例について解説（一部抜粋・省略・加工）します。

<夏期一斉取締りについて>

国及び都道府県等においては、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食中毒などの健康被害の発生を防止するため、従来から食品衛生の監視指導を強化されてきました。今年も、例年どおりに食品等の表示の信頼性を確保する観点から、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化を令和8年7月1日から31日の期間において全国一斉に実施しています。

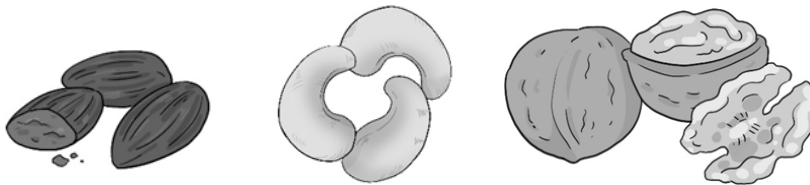
<取り締まりのポイント>

一斉取り締まりの中で、表示の適正化等に向けた監視の重点事項として、①食品リコール（自主回収）に係る主な発生原因を踏まえた注意喚起 ②外国人向け輸入食材店で販売されている食品表示の適正化等の推進 ③特定原材料及び特定原材料に準ずるものの取扱い ④原産地表示と原料

原産地表示の適正化 ⑤カンピロバクター食中毒対策の推進について が挙げられています。

<補足解説>

①の食品リコール（自主回収）に係る主な発生原因を踏まえた注意喚起については、当法令の周知徹底の意味で食品リコール制度の食品事業者の運用の実態と理解について、②の外国人向け輸入食材店で販売されている食品表示の適正化等の推進については、輸入された加工品の表示違反の発生がみられること、また外国人向け小売店での表示違反もみられること等、③の特定原材料及び特定原材料に準ずるものの取扱いについては、アレルギー 29 品目の確認と、中でもくるみ、カシューナッツ、アーモンド、マカデミアナッツ、ピスタチオナッツとナッツ類も含めて注意すること、④の原産地表示と原料原産地表示の適正化は、特に食品スーパーマーケットにおける POP 表示、チラシ表示、一括表示ラベル、専用段ボールやト口箱、納品書等の表示の整合性に注意すること、⑤のカンピロバクター食中毒対策の推進は、特に鶏肉の取り扱いとそれに関する衛生管理計画（HACCP 管理）と加熱記録、交差汚染のない管理基準、一般的衛生管理記録等の整理等が重要です。そこで、②に関連した輸入食材について焦点をあてて解説します。今月は様々な事業者の違反事例を基に、食品表示法にきちんと向き合う機会になればと思います



©m i z u h o.デザインオフィス

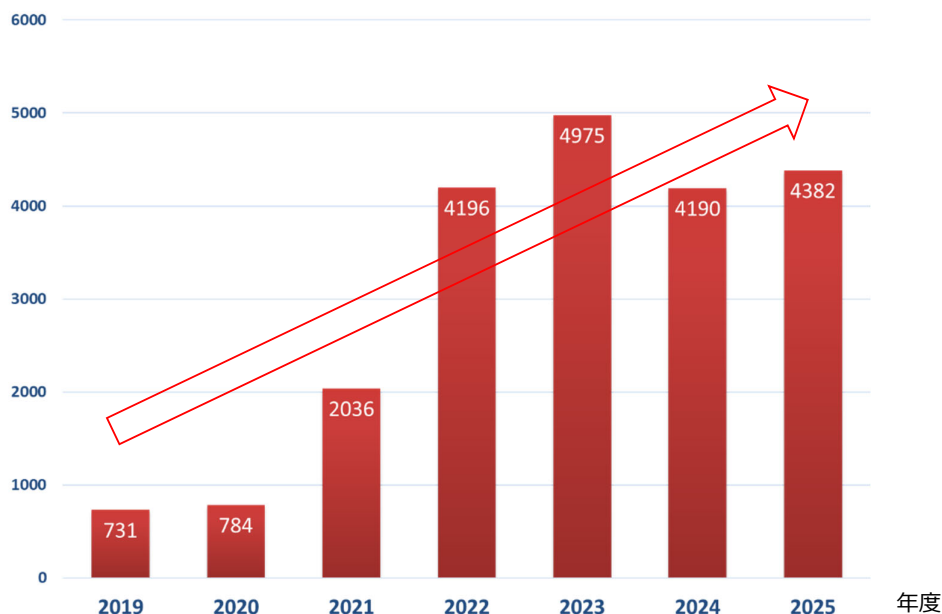
【おさらい】

<食品表示違反数を考える>

2025年1月～12月までの表示違反は4,382件でした。一日当たりの発生件数では、約12.0件/日となり、グラフ化した2002年からでは二番目に多い違反件数の年でした。また、前半の1月～6月（1,992件）と後半の7月～12月（2,390件）の期間を比較すると、7月～12月の後半に前半よりも398件も多く違反が起きています。年の前半と後半の違反差が大きく乖離した特徴的な年でした。そこで、2025年の平均的な月の主な違反原因を整理すると、お弁当やお惣菜等の調理食品の表示ラベルの貼り間違い、表示ラベルの内容の間違い、包装資材の間違い、出荷前表示内容確認のミス等が挙げられます。

【参照:2025年までの表示違反の推移】

件数

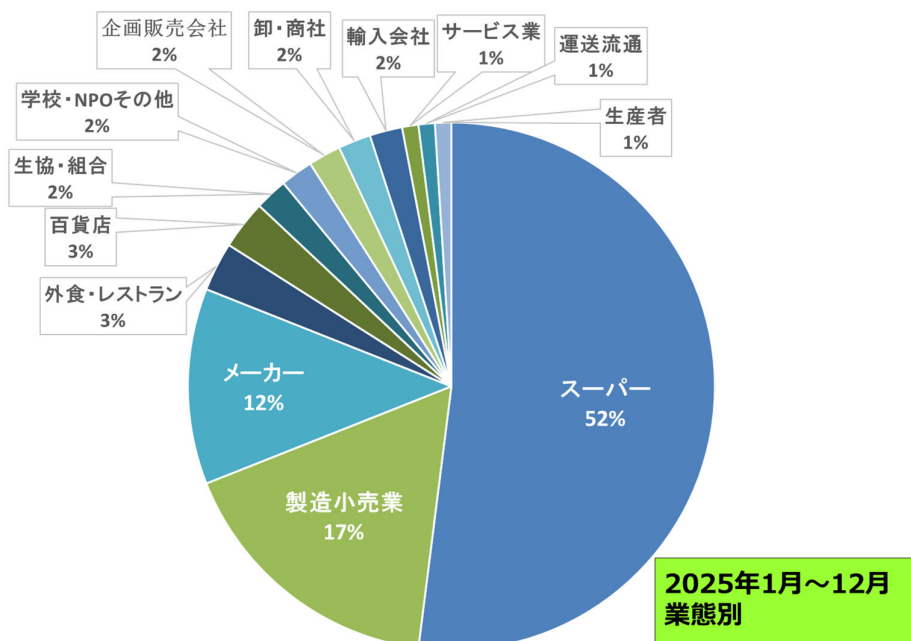


＜事業者の業態別から表示違反を考える＞

事業者の業態別では、食品スーパーマーケット業 52%、製造小売業 17%、食品メーカー＝製造業者 12%、となっていて、三業態で 81%占めています。中でも、食品スーパーマーケットは、2024 年の 48%から 2025 年は 4%増加しており、高い違反率の傾向が続きます。

具体的には、2024 年の違反原因に一括表示ラベルの貼り間違いが多く見られましたが、2025 年の一部の現場調査では、表示ラベルの貼り間違いだけではなく、表示ラベル作成の間違いも多く発生しているようです。その他、出荷前表示内容確認のミスや包装資材の間違いも見られました。

【参照: 2025 年 1 月～12 月/業態別違反の割合】



その他、百貨店、外食・レストラン 3%は前年より 1%ずつ増加しています。生協・組合、**輸入会社、卸商社**、企画販売会社、は 2%で前年と同等、学校、NPO は前年の 1%から 2%へ増加、生産者 1%となりました。中でも、学校、授産施設の違反は当方へも相談を受けたことがあり、食品表示の専門家の人的不足が考えられました。**既述の三業態以外に輸入会社 2%については、日本と外国の食品表示に関わる法的ルールの差異を埋めるための法令理解を深めることが今後の課題と考えられます。**



【業態別の表示違反の事例から考える】

＜取り締まりのポイントから＞

国及び都道府県等は食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食品の表示・広告の適正化を図るため、令和 8 年 7 月 1 日から 31 日の期間において全国一斉に取り締まりを実施してきました。そのような中、監視の重点事項として外国人向け輸入食材店で販売されている食品表示の適正化等の推進があります。そこで、主な対象と考えられる、「輸入会社」と「卸商社」の違反事例に焦点をあてて解説します。事例の違反事業者は全て公表内容（一部抜粋・加工）をしていますが、当該事業者を非難するものではなく、同業他者を含め、すべての食品等事業が「他山の石」として、表示違反防止のための参考にして頂きたいと考えます。また、実際の違反事例は元より、筆者のこれまでの表示点検および表示相談等も参考にしています。

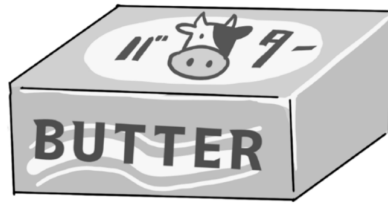
（ケース 1）輸入業者:期限表示違反の例

対象商品は輸入した食材を原材料として、国内で製造した洋生菓子。主な違反内容は、消費期限の表示違反です。具体的には、有名百貨店での販売分に、印字機（ラベルプリンター）の設定を誤り、本来の消費期限「25.X.2（2025 年 X 月 2 日）」とすべきところを、24 日先の「25.X.26（2025 年 X 月 26 日）」と不適正な表示をして販売しました。本来、冷蔵保存が必要な生菓子のため短い消費期限（翌日）が表示されるところ、誤って 24 日先の日付を印字した状態で販売。食中毒を引き起こす可能性が高いため公表、自主回収を行い。返金処理しました。

●考察

当該事業者は高級食料品、嗜好品、飲料等の輸入・生産・販売を幅広く行っている輸入業者で、当

該品に使用していたバターは A 国から輸入したもので、バターとナッツの風味が特徴の人気の生菓子。考えられた主な原因は、誤った日付が表示された一括表示ラベルの関係者や陳列商品の食品表示のチェックが徹底されていなかったことで不適正な期限表示が見過ごされた可能性があります。改善策としては、社内の QCQA 体制の見直しが考えられます。



©m i z u h o.デザインオフィス

(ケース 2) 輸入業者:期限表示違反の例

対象商品は菓子類の洋菓子（チョコレート菓子）。主な違反内容は、輸入菓子を本来の賞味期限である「2025 年」を「2026 年」と表示して販売していた。具体的には、2025 年 X 月に販売されたチョコレート菓子に 1 年長い「2026 年 Y 月 10 日」と不適正な表示をしていた。自主回収を行い、返金処理しました。

●考察

当該事業者は輸入食品および加工食品等の製造・販売を行っている輸入業者です。チョコレートは一般的には品質の劣化として、ブルーム現象や酸化等）も考えられます。考えられた主な原因として、年度替わりの時期で作業手順の変更により逸脱したことが挙げられています。また、印字のミスは、印字設定時の担当者のヒューマンエラーと考えられ、さらに検品体制の不備が修正されることなく、不適正表示のまま、工場出荷、店舗の受け入れ、店頭販売が行われたかもしれません。再発防止策として、製造体制や検品・出荷時のチェック体制を再度見直し、徹底することとしています。輸入チョコレート製品は高品質で支持されている製品も多いと聞きますが、今回の期限表示だけではなくアレルギー事故も以前より散発していますので食品表示内容の確認は重要です。



©m i z u h o.デザインオフィス

(ケース 3) 輸入業者:複数の表示違反の例

対象商品は菓子類（チョコレート類）。主な違反内容は、商品名が〇〇ショコラアソートと表示されているが、中身は別の商品（〇〇〇）のため、アレルギーの「小麦」、「オレンジ」の表示が欠落していた。あわせて、名称、原材料名、添加物、栄養成分表示が不適正表示されていた。自主回収を行い、交換しました。

●考察

当該事業者はチョコレートの輸入や販売、カフェ運営等、幅広く営業。考えられた主な原因として、箱詰め時に関係者が一括表示ラベルと製品内容を確認していなかったことが、誤包装になった、と考えられました。

（ケース 4）輸入業者:多数商品の複数の表示違反の例

対象商品は、菓子類の焼き菓子、クッキー、ブラウニー、ポップコーン、キャンデー類等。おおよそ 12 品目の商品の食品表示の内容に問題があり、主に邦文の食品表示がなかったこと。結果、複数の商品の食品表示法違反として、名称、原材料名、添加物、アレルゲン、原産地、原産国、原料原産地、期限表示、内容量、製造者名等が不適正でした。自主回収を行い、返金・交換しました。

●考察

当該事業者は主に B 国の雑貨や食品の輸入や販売を行っています。考えられた主な原因として、商品の受け入れ時と出荷時に一括表示ラベルと製品内容の確認不足ではないか、と考えられました。

（ケース 5）輸入業者:複数表示事項の違反の例

対象商品は、めん・パン類（即席めん類）の「○○麺 2 食入」。鶏肉と豚肉のアレルゲン表示の欠落と包装の間違いによる違反により、原材料名、添加物、アレルゲン、栄養成分表示等の複数の表示事項の違反でした。自主回収を行い、返金・しました。

●考察

当該事業者は主に C 国食品の輸入や販売、加工・製造卸売業を行っています。考えられた主な原因として、2025 年 X 月 20 日製造分より商品部材のタレをリニューアルしたことに伴い、外袋の一括表示内容を変更していますが、当該製造時に一部の製品に限って誤って旧外袋（リニューアル前の表示内容）を使用してしまったことにより、アレルゲン表示の鶏肉と豚肉が欠落してしまった、と考えられた。当該表示違反のケースは、輸入事業者に限らず、他の食品事業者にとっても、包材の切り替えのタイミングを間違ってしまうことでこれまでも発生しています。出荷時の食品表示の内容と品質精査の工程と記録の管理が従来より求められています。

（ケース 6）輸入業者:複数表示事項の違反と食品衛生法違反の例

対象商品は、D 国産の〇〇ソースと魚醤等。D 産（〇〇ソース、魚醤等）の食品表示がすべて D 国語で表記されており、邦文の食品表示がなかった。従って、複数の食品表示法違反として名称、原材料名、添加物、アレルゲン、内容量、栄養成分、原産地・原産国・原料原産地、期限表示、製造者等の不記載でした。同時に添加物の使用基準違反が確認された。添加物に関しては、「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」の表示の欠落もありました、また、〇〇ソースへの添加が認められていない「安息香酸ナトリウム」と「ソルビン酸カリウム」の使用が判明し食品衛生法違反も確認されたため、自主回収を行いました。

●考察

当該事業者は海外から調理食品や調味料、スープ等の輸入し販売していました。

考えられた主な原因として、輸入商品の箱詰め時や出荷時、また受入時の一括表示ラベルの内容確認の不足と担当者の食品表示法と食品衛生法の認識不足が原因と考えられました。

（ケース 7）輸入業者:期限表示違反の例

対象商品は、人気の調理食品であるクラムチャウダーとトマト〇〇ポークカレー商品。本来の賞味期限である「2025 年」を「2026 年」と表示してしまったため、それぞれ 1 年長い不適正な期限表示をした。原産国は F 国で、日本国内で温度帯の変更（冷凍→冷蔵）を行いました。販売日は、2025 年 2 月 10 日～25 日で、販売数量はトマトカレーは●●●パック、クラムは●,●●●パック。自主回収のうえ、返金交換を行いました。

●考察

当該事業者は高級水産物の開発・輸出入の専門商社。世界各国から、一流レストランやホテル向けの最高級魚貝類を開発・輸入・販売しています。考えられた主な原因として、不適正な期限表示のまま、店頭販売が行われてしまったこと。再発防止策としては、期限表示を含む食品表示の商品出荷時の点検とその記録が求められます。さらに、店頭時の表示と品質チェック体制も再度検討されてはと思います。

（ケース 8）輸入業者:多数商品の複数表示事項の違反の例

対象商品は、E 国産の即席めん類（カップ麺）、はっ酵乳及び乳酸菌飲料（ヨーグルトクッキー&クリーム）、まぐろ缶詰（〇〇ツナ缶）の食品表示が邦文表示でないこと。従って、複数の食品表示法違反として、名称、原材料名、添加物、アレルゲン、内容量、栄養成分、原産地・原産国・原料原産地、期限表示、保存方法、製造者等の不記載でしたので、自主回収・返金を行いました。

●考察

当該事業者は主に E 国から食品の輸入と店舗販売を行っています。考えられた主な原因として、輸入後の商品受入時の一括表示ラベルの貼付と内容確認、および内容の精査不足と表示担当者の日本の食品衛生法および食品表示法の認識不足。輸入商品の箱詰め時や出荷時、また受入時の一括表示ラベルの内容確認の不足と担当者の食品表示法と食品衛生法の認識不足が原因と考えられました。

(ケース 9) 輸入業者：アレルギー発症によりアレルギー表示違反が判明した例

対象商品は、菓子類のワッフルチョコレート〇〇製品。違反の詳細として、当該商品を摂取した乳アレルギーを持つ顧客 2 名から健康被害としてアレルギー反応の連絡（2025 年 X 月時点）があり、原材料にない「乳」が意図せず混入した可能性があるため回収・返金をした。製品の一括表示枠外には、「本品製造工場では乳を含む製品を製造しています。」のコンタミ表示はしてあるが、数 mg のアレルギー含有が製品から確認されたため回収を行った。正しい表示は、一括表示の場合、（一部に乳成分を含む）と表示する。主な販売先の食品 SM などでは約 ●,●●●●個販売していた。

●考察

当該事業者は食料品、加工食品、飲料、酒類等の輸入と国内 PB 商品開発等を行っている。アレルギー表示違反による発症事件の直接的な原因は、製造工程で「乳」が意図せず混入した、とのこと。海外のチョコレートによるアレルギー発症事件は度々、起きていることと、輸入する場合は予め、予備検査することが必要です。また、食品表示法におけるコンタミ表示はあくまでも注意喚起としての親切表示であり、製品への移行量（これまでの発症数値と閾値等）により、原材料欄への「乳成分」表示がアレルギー表示施行以降、義務付けられています。

(ケース 10) 輸入業者：アレルギー表示違反の例

対象商品は、調味料・スープ類のイタリアの伝統的な食材のパスタソース 280g 瓶詰商品。当該商品の販売期間は 2024 年 X 月 30 日～2025 年 Y 月 12 日の約一年半で、販売数量は ●●,●●●個。一括表示中に乳成分表示が欠落し、乳アレルギーの方が喫食した場合、健康被害が生じる（食物アレルギーを発症）可能性があるため自主回収・返金しました。原材料に「乳」の代替表記「チーズ」が記載されていたが、一括表示に「乳成分を含む」が欠落していた。また、原材料欄のアレルギーの一括表示は、新表示で統一されていなかった。

●考察

当該事業者は食料品全般の輸入と販売等を行い、輸入食品専門チェーンへの商品供給などを行う有

名企業。主な原因として、表示担当者の食品衛生法および食品表示法の認識不足によるものと考えられた。新法としての食品表示法施行以前より、食品表示は旧法として食品衛生法、JAS 法、景品表示法等、大きく六つの食品表示関連法でルールがありましたので、旧法から新法への改正内容を一度、整理・認識されることが必要です。

＜2025 年に輸入業者の表示違反で考えられた主な原因＞

1. 輸入業者の日本の食品表示基準の理解不足により、不適正な食品表示のまま＝分からないまま流通・販売してしまっている可能性が考えられました。
2. 食品流通の法的な表示責任の認識に問題があると考えられます。具体的には、安全性に関する表示事項違反は命に関わる重要事項であること等を習得していただきたい。
3. 表示違反を引き起こした輸入事業者の組織中もしくは関係者に日本の食品衛生と食品表示に関する専門家がいけない可能性が考えられ、今後の社内育成もしくは外部からの協力が必要と思われる。また、国内の取引企業としても食品衛生と食品表示に対応できる担当者（＝品質管理部署の有無など）の確認も場合により必要かもしれません。
4. 近年の輸入食品の増加に伴い、外国の方が運営する輸入会社の場合は、母国の製品についての情報は豊富ですが、外国の方の社員で運営されている場合、特に食品表示（一括表示様式内容）について外部の専門家の協力や積極的な知識習得等による精査作業の向上を期待したいところです。
5. その他の課題として、市場出荷まで不適正な表示内容に単に気が付かない（＝分からない）ことが考えられます。表示違反による指導を受けることや内外部からの指摘などであわてて公表回収することは輸入事業者としての損害も大きいことから、言葉の問題もありますが事前に相談できる方法はないものか、と思われます。

＜食品表示は社会のものさし＞

食品に記載されているすべての食品表示は、生活者が安心した食生活を送るため、食品を購入する際の重要な判断基準＝「ものさし」となります。その「ものさし」は、生活者が健全な食生活を送るために、正しく表示されていることが絶対条件です。つまり、食品表示法を含む食品関連法規を遵守した食品表示は、生活者の食生活において、いのちと暮らしを守ることを約束する根拠となります。ところが、この「ものさし」は、食品を生活者へ提供する輸入者、製造者、加工者、販売者等の食品事業者に対しても「安心・安全」に関する企業としての「ものさし」にもなります。

そのような背景から、食品関連事業者は日頃から食品関連法規に注視し、適正な表示内容を実践しなければなりません。

つづく

参考文献：厚生労働省、農林水産省、消費者庁、東京都保健医療局、中央法規、新版第二版「いのちを守る食品表示」
中央法規出版株式会社 出版日：2019.5.15 イラスト：©m i z u h o.デザインオフィス（イラストは転載禁止）